

横浜市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

制 定 平成 22 年 6 月 1 日 都企第 149 号 (局長決裁)

最近改正 平成 23 年 3 月 31 日 都企第 933 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 都市計画マスタープラン改定の基本方針を策定するに当たり、広く専門知識を有する学識経験者等から意見を聴き、検討を深めることを目的として、委員会を設置する。

(検討事項)

第 3 条 委員会の検討事項は、以下のとおりとする。

- (1) 都市づくりの基本理念、目指すべき将来像
- (2) 新たな都市計画マスタープランに求められる役割と構成のあり方
- (3) その他、都市計画マスタープランの改定基本方針の策定に当たり、検討が必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、有識者及び学識経験者等のうちから充てることとし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成 23 年 6 月 30 日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要な時期に委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。
- 3 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

ただし、横浜市及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(委員会の公開、非公開)

第8条 委員会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定及び横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月市市情第44号）により、会議の公開、非公開を決定する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を都市整備局企画部企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成23年6月30日限り、その効力を失う。